

新型コロナウイルス感染症の影響を受けてお困りの中小企業者の方へ

県では、県制度融資による金融支援を行っております



中小企業者向け県制度融資

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金

融資対象者	原則として県内に1年以上事業所を有し、かつ当該融資に係る事業と同一の事業実績を1年以上有する中小企業者又は中小企業団体で、次のいずれかに該当するもの。 (1) <u>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて</u> 、最近1か月の売上高等が前年同月に比較して3%以上減少しており、かつ、その後の2か月を含む3か月間の売上高等が3%以上減少する見込みであるもの。 (2) 信用保険法第2条第6項の規定に基づき市町村長の認定を受けた危機関連保証制度要綱（平成29年10月25日20171023中庁第1号）に定める危機関連保証を利用するもの（特例中小企業者）。	
必要書類	共通	県税事務所長発行の納税証明書 許認可等の写し（許可業種の場合） 営業状況調書（県要綱別記様式11-5）
	セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証に該当する場合	市町村長の認定書
融資限度額	運転・設備資金 8,000万円	
融資期間	1年超10年以内（うち据置2年以内）	
融資利率	1.2%以内（保証付き責任共有制度対象外） 1.4%以内（保証付き責任共有制度対象）	
信用保証	保証協会の保証を付するものとする。	
取扱期間	令和3年3月31日まで	

保証料補給

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金保証料補給事業

内 容	保証料の一部を県が補給します
対 象 者	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を利用した中小企業者
補給対象	令和3年3月31日までに融資実行された資金
補給料率	・セーフティネット保証4号・5号・危機関連保証→0.2%を県が負担 ・一般保証 →一般保証料率の30%を県が負担

利子補給

新型コロナウイルス感染症緊急対策資金利子補給事業

対 象 者	新型コロナウイルス感染症緊急対策資金を利用した中小企業者
補給対象	令和2年3月2日から令和3年3月31日までに融資実行された資金
利子補給額	融資実行後、当初一年分の利子を県が補給します。(延滞利子を除く。)
事業の流れ	①融資申込み時に金融機関に利子補給交付申請書兼請求書を提出(*1) ②通常どおり元金+利子を返済(据え置き期間2年まで設定可) ③中小企業者の指定した口座に県が利子を振込(年2回予定)

*1 令和2年3月中に当緊急対策資金の融資を申し込んだ事業者については、県から直接、交付申請書兼請求書を送付しますので返送をお願いします。

お問合せ

<県制度融資について>

- ・銀行、信用金庫、信用組合、又は商工中金の県内営業店
- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181

<保証料補給事業について>

- ・栃木県産業労働観光部経営支援課金融担当 028-623-3181
- ・栃木県信用保証協会総務部企画課 028-635-2121

<経営等特別相談窓口について>

- ・最寄りの商工会議所・商工会
- ・公益財団法人栃木県産業振興センター経営支援部総合相談グループ
028-670-2607